

第十九條 役員左、各号ノ一ニ該当スルトキハ其資格ヲ失フモノトス

一 所屬選挙区ヲ異ニスルニ至ラルトキ

ニ 法律上ノ罪ヲ犯シルトキ

第二十條 會員左、各号ノ一ニ該当スルトキハ代議員會ノ決議ニ違フ

之ヲ除名スルモノトス

一 法律上ノ罪ヲ犯シノルトキ

ニ 本會ノ趣旨ニ及ス言動アリルトキ

三 會員ニ体面ヲ傷ケルトキ

四 其他代議員會於テ必要ト認メルトキ

第二十一條 本則ノ變更ハ代議員四分ノ三以上ノ決議ヲ經テ行ハレ

長ノ承認ヲ要スルモノトス

第二十二條 本會ノ目的遂行上必要ナル細則又ハ規約別ニ之ニ

附則

第三十三條 本則ハ大正十四年四月日ヨリ之ヲ施行ス

協議機關設立委員

労働者側

○本部

一 廣務 豆務 分析 阿野 芳次郎

二 用度 長崎 富士

藤本 繁太郎

三 作 庵下 丑三郎

大橋 儀市

高橋 梅三郎

一 選 鑛 澤田 兵藏

吉川 泰藏